備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を環境省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第一号に規定する道路をいう。以下同じ。）の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象施設の敷地及び対象施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

二　環境省の庁舎であって東京都港区六本木一丁目九番九号に所在するもの

対象施設の敷地	東京都港区	六本木一丁目九番（次の図面に示す部分に限る。）
対象施設に係る対象施設周辺地域	東京都千代田区	霞が関三丁目（次の図面に示す部分に限る。）
	東京都港区	六本木一丁目から六丁目まで、赤坂一丁目、二丁目、六丁目及び九丁目（次の図面に示す部分に限る。）、麻布台一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、麻布永坂町、麻布狸穴町、東麻布一丁目から三丁目まで、麻布十番一丁目、二丁目、虎ノ門一丁目から五丁目まで、愛宕一丁目及び二丁目、西新橋三丁目並びに芝公園三丁目及び四丁目（次の図面に示す部分に限る。）

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を環境省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象施設の敷地及び対象施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

○防衛省告示第百七十六号

重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成二十八年法律第九号）第六条第一項及び重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律の一部を改正する法律（令和八年法律第四十七号）による改正後の同条第二項の規定に基づき、対象防衛関係施設及び当該対象防衛関係施設の区域並びに当該対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域を次のとおり指定し、同法の施行の日（令和八年七月十四日）から施行する。

なお、令和元年防衛省告示第三十六号（重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律第六条第一項及び第二項の規定により、対象防衛関係施設等として指定した件）、令和元年防衛省告示第百三十六号（重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律第六条第一項及び第二項の規定により、対象防衛関係施設等として指定した件）、令和二年防衛省告示第二百五十四号（重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律第六条第一項及び第二項の規定により、対象防衛関係施設等として指定した件）、令和三年防衛省告示第二百六十三号（重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律第六条第一項及び第二項の規定により、対象防衛関係施設等として指定した件）、令和四年防衛省告示第百九十九号（重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律第六条第一項及び第二項の規定により、対象防衛関係施設等として指定した件）、令和五年防衛省告示第百八十一号（重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律第六条第一項及び第二項の規定により、対象防衛関係施設等として指定した件）、令和六年防衛省告示第八十二号（重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律第六条第一項及び第二項の規定により、対象防衛関係施設等として指定した件）、令和六年防衛省告示第二百三十六号（重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律第六条第一項及び第二項の規定により、対象防衛関係施設等として指定した件）、令和七年防衛省告示第八十七号（重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律第六条第一項及び第二項の規定により、対象防衛関係施設等として指定した件）、令和七年防衛省告示第百六十九号（重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律第六条第一項及び第二項の規定に基づき、対象防衛関係施設等として指定した件）、令和七年防衛省告示第百五十六号（重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律第六条第一項及び第二項の規定により、対象防衛関係施設等として指定した件）、令和七年防衛省告示第二百七十五号（重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律第六条第一項及び第二項の規定に基づき、対象防衛関係施設等として指定した件）は、同日から廃止する。

令和八年七月三日

防衛大臣　小泉進次郎

一　防衛省市ヶ谷庁舎

対象防衛関係施設の所在地	東京都新宿区	市谷本村町五番一号
対象防衛関係施設の区域	東京都新宿区	市谷本村町五番（次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	東京都千代田区	一番町（次の図面に示す部分に限る。）、紀尾井町（次の図面に示す部分に限る。）、九段北二丁目（次の図面に示す部分に限る。）から四丁目まで、九段南二丁目（次の図面に示す部分に限る。）から四丁目まで、麹町二丁目から四丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）まで、五番町（次の図面に示す部分に限る。）、三番町（次の図面に示す部分に限る。）、二番町、富士見二丁目（次の図面に示す部分に限る。）、四番町並びに六番町